

## 『「光」と「食」のわくわくフェスタ』イベント実施及び広報企画等業務に係る公募型プロポーザル実施要項

### 1 趣旨

この要項は、『「光」と「食」のわくわくフェスタ』内におけるイベント実施及び広報企画等業務を受託する優先交渉権者を特定するための公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務名

『「光」と「食」のわくわくフェスタ』イベント実施及び広報企画等業務

### 3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。ただし、本市が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、特定された者の企画提案内容に応じて契約段階で仕様を変更することがある。

### 4 委託料の上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。ただし、この額は予定価格ではない。

### 5 受託者の選定方法

企画提案書の内容、企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを基に、本市が設置する『「光」と「食」のわくわくフェスタ』イベント実施及び広報企画等業務公募型プロポーザル選定委員会において評価を行い、評価点の合計点数が最上位、かつ、基準点数（合計の60%）以上である者を最も優れた業務遂行能力を有する者（以下「優先交渉権者」という。）として選定する。なお、参加者が1者のみでも実施する。

### 6 業務委託期間

委託契約日から令和6年8月31日まで

### 7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本業務と同種のイベントの企画・運営に係る業務について、令和元年度以降に、受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りでない。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

## 8 スケジュール（予定）

項目	日程
公告	令和6年4月25日（木）
参加表明書類の受付期間	令和6年4月25日（木）～令和6年5月7日（火）午後5時まで
参加表明に関する質問書受付期限	令和6年5月1日（水）午後5時まで
資格審査結果通知	令和6年5月8日（水）
企画提案書の受付期間	令和6年5月9日（木）～令和6年5月22日（水）午後5時まで
企画提案書に関する質問書受付期限	令和6年5月16日（木）午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング実施日	令和6年5月30日（木）
審査結果通知	令和6年5月31日（金）
業務委託開始	契約締結日以降

※書類の受付等は、光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

## 9 質問及び回答

質問がある場合は、質問書に質問内容を記入し、下記のとおり提出をお願いします。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けません。

- (1) 提出書類：質問書（様式第5号）

- (2) 提出期限

参加表明に関する質問：令和6年5月1日（水）午後5時まで

企画提案書に関する質問：令和6年5月16日（木）午後5時まで

- (3) 提出方法：電子メール又はFAXの方法によること。

（表題に「プロポーザル質問書」と明記）

※FAXの場合は、送信後に電話で到着確認をすること。

- (4) 提出先 : 光市経済部観光・シティプロモーション推進課  
〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号  
電話 : 0833-72-1532  
FAX : 0833-72-8981
- (5) 回答方法 : 質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して原則2日(休日を除く。)以内に、質問者に対してFAX又は電子メールにて行う。また、受理した質問のうち、重要と思われる質問の回答については、その都度、本市のウェブサイトにおいて公開する。  
ウェブサイトに掲載した回答については、本実施要項(仕様書を含む。)と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

#### 10 参加表明書類の提出

- (1) 提出期限 : 令和6年5月7日(火)午後5時まで  
受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時までとする
- (2) 提出場所 : 光市経済部観光・シティプロモーション推進課
- (3) 提出方法 : 持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間最終日までに必着とすること。
- (4) 提出書類 : 提出部数 1部  
ア 参加表明書(様式第1号)  
イ 会社概要調書(様式第2号)  
ウ 業務受託調書(様式第3号)  
エ 参加資格要件等確認書(様式第4号)  
オ 税の未納・滞納がない証明書  
公告日前3箇月以内に発行されたもので、写し可とする。  
(ア) 本社が国に納める全ての税(納税証明書その3の3)  
(イ) 本社所在地の都道府県に納める全ての税  
(ウ) 本社所在地の市町村に納める全ての税
- (5) 資格審査結果通知  
提出された参加表明書等に基づき、観光・シティプロモーション推進課において本プロポーザルの参加資格の有無を審査し、令和5年5月8日(水)までに結果を通知する。

#### 11 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 : 令和6年5月9日(木)から5月22日(水)午後5時まで  
受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時までとする
- (2) 提出場所 : 光市経済部観光・シティプロモーション推進課
- (3) 提出方法 : 持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間最終日までに必着とすること。
- (4) 提出書類 : 正本1部、副本7部

ア 企画提案書

企画提案書は様式、縦横の向き、ページ数は自由とするが、A4サイズとすること。A3の折込みは可。正本には、表紙に企画提案書（様式6号）を添付すること。

イ 参考見積書 正本1部、副本7部

様式は自由とするが、正本には代表者印を押印すること。

(5) 企画提案書の修正

企画提案書を受理した後の修正、追加は認めない。

1.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出された事業者について、企画提案内容等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施予定日：令和6年5月30日（木）

(2) 注意事項

ア 1事業者当たり30分程度（説明20分、質疑10分）で個別に実施する。

イ 説明の際のプロジェクター使用等は事前に連絡すること。

ウ 出席者は3名以内とし、当該業務に精通する者が出席すること。

エ 開始時刻等については、別途連絡とする。

(3) 企画提案書等の取扱い

ア 著作権は、企画提案者に属する。

イ 企画提案者は、市が行う企画提案書の公表について、提出書類等の利用を承諾することとする。

ウ 市は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複写を作成することがある。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。

(4) 結果の通知

選定結果は、選考対象となった全ての者に、文書により通知するとともに、優先交渉権者の名称を公表する。また、選定結果についての異議申し立てはできないものとする。

1.3 契約の締結について

審査結果に基づき優先交渉権者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。なお、業務委託条件、仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

優先交渉権者が辞退したとき、優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。また、企画段階で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるが、その金額は参考見積書の範囲内の額とする。

1.4 その他

(1) 失格条件

以下の場合、失格となることがある。

- ア 提出書類に不備又は虚偽の記載がある場合
- イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ウ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合
- エ 市が提示した委託料の上限額を超える見積書を提出した場合
- オ その他、不相当と認められた場合

(2) プロポーザルへの参加に係る費用については、企画提案者の負担とする。

(3) 参加申請書類の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第7号）を提出するものとする。なお、この場合、本市が行う他の事業について不利益な取り扱いを受けることはない。

1.5 担当部局

担当部署：経済部観光・シティプロモーション推進課

住所：〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

電話：0833-72-1532 FAX：0833-72-8981

電子メール：kankou@city.hikari.lg.jp